# 主 文

## 本件再審請求を棄却する。

### 理 由

上告を棄却した確定決定に対しては、刑訴法上再審の請求は許されていないのであるから、本件再審の請求は不適法として棄却すべきものである。よつて裁判官全員の一致した意見で主文のとおり決定する。

## 昭和二九年八月二五日

## 最高裁判所第二小法廷

_		精	山	霜	裁判長裁判官
茂			Щ	栗	裁判官
重		勝	谷	小	裁判官
郎		八	田	藤	裁判官
郎	_	唯	村	谷	裁判官